

有識者検討会議医療ワーキング（R7.10）の意見と対応

資料3

協力医療機関の拡充

- 多くの医療機関に協力いただき感謝。一方、二次医療圏では、**中河内と南河内からは、新たな協力が得られなかった。**
- **大阪府医師会としても、引き続き、医療機関への周知等、協力していく。**

対応 ➤ 大阪府医師会等にもご協力いただき、**中河内、南河内等の医療機関に個別訪問のうえ、協力を依頼中。**



被害情報の取扱方法、セキュリティ

- 医療機関において被害者を診察した際、**情報を電子カルテに記載すると、第三者に見られる可能性。**
- **情報の取扱方法の統一や、情報のセキュリティ対策について、ルールを決めておくべき**では。

➤ **医師は、職業倫理の観点や法的に厳しい守秘義務を負っており**、診療や治療の過程で知り得た患者の個人情報や病歴などの秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはいけなことから、**個人情報は守られる前提。**
（守秘義務について、医師法に明文の規定はないが、刑法第134条では違反した場合の罰則あり）

対応 ➤ **他府県にも確認したところ、特段ルールを定めていないことから、大阪府としては、院内で適切に管理してもらえるよう働きかけていく**こととする。



医師の記録範囲の明確化

- これまで、**医師が電子カルテに被害の経過や状況等を記載していたが、負担が大きい。**
- 役割を明確化し、**医師が行う記録は、診察に関するところに留め、被害の経過や状況等は、ワンストップ支援センターが責任をもって記録すべき。**



対応 ➤ 意見を踏まえ、**「大阪府内協力医療機関性暴力被害者診察マニュアル」を改訂し、以下のとおり記載。**

- ・ 被害経過については、警察やワンストップ支援センターが担い、医療機関は外傷などの全身の身体所見を含めた診察のみを行う。
- ・ **診察に関するところは、医師が記録**を行う（中長期的な支援を行う精神科等を除く）が、**その他の被害状況等については、ワンストップ支援センターが作成した記録を共有**する。

診察マニュアルの充実



- 現行の「大阪府内協力医療機関性暴力被害者診察マニュアル」は、産婦人科診療を前提として作成されている。
- 緊急避妊以外の外傷確認等は男性と女性で共通。また性器や肛門等、それぞれ診察のポイントがあると思われる。

対応 府、警察、ウイズユーおおさか、協力医療機関で構成する「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」において、協力医療機関の意見を踏まえ、同診察マニュアルに診療科ごとのポイントを記載。今後も意見を踏まえ、改訂予定。

ケーススタディ・共有



- 特に男性被害等については、医療機関にどのような対応を求められるのか不明なところも多いと思われる。
- 今後、ケーススタディや、統計データ等、府や「ウイズユーおおさか」で取りまとめ、協力医療機関に共有を。

対応 現時点では女性に比べ、男性被害等の対応事案は少ない状況だが、今後、ケーススタディや情報収集を行い、同ネットワーク連携・協力会議等において、協力医療機関に共有する。

医師の証人出廷にかかる配慮



- 医師は、被害当事者の診療後、証人として裁判所に出廷を求められる可能性があるが、特に若い女性医師からは、加害者と対面で証言することについて、逆恨み等を懸念し、大きな負担やストレスになっているという話を聞いた。
- 訴訟において証言する際、医師は対面で顔を出すことが必須なのか。何らかの配慮はできないか。

対応 以下の内容を「大阪府内協力医療機関性暴力被害者診察マニュアル」に記載し、同ネットワーク連携・協力会議等において、協力医療機関に共有済。

- ・ 大阪地方裁判所、大阪地方検察庁に確認したところ、刑事事件訴訟法に基づき、裁判所は証人保護のため、検察官や弁護人の意見を聴き、必要に応じて「遮へい措置」や「ビデオリンク方式」を採ることが可能。
- ・ 医師が証人として出廷を求められ、プライバシーの配慮を希望する場合は、検察官に対し、その意思を表示すれば、「遮へい措置」や「ビデオリンク方式」での証人尋問をお願いすることができる。
- ・ なお、証人を請求する裁判所や弁護人から証人の申請がなされ、「遮へい措置」や「ビデオリンク方式」の意見が添えられていれば、裁判所としては、当該意見を尊重したうえで証人尋問を行うことになるとのこと。

